

## 令和4年度決算審査特別委員会（第7回）

令和5年9月19日（火曜日）午前10時02分開会

### ○付託案件

- 認定第1号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について  
認定第6号 令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 町長への総括質疑について
2. 各会計決算認定の採決について
3. 報告書に記載する事項について
4. その他

### ○出席委員（12名）

委員長	川上弘一	副委員長	川村主税
委員	澤出明宏	委員	江口勝幸
委員	青山金助	委員	佐々木陵二
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	中川友規	委員	平松俊一
委員	上野武彦	委員	池田誠悦

### ○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

### ○出席説明員（3名）

町長	杉原太	副町長	工藤稔
教育長	與田敏樹		

### ○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

午前10時02分 開会

○川上委員長 皆様、おはようございます。

委員会の開会前でございますが、町長より情報提供がございますので、これを許可します。

町長。

○杉原町長 皆様、おはようございます。

このたびの決算審査特別委員会に際しましては、各担当課からお聞き取りの上、詳細な御審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、皆様に情報提供申し上げたいことがございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

先週の木曜日、9月14日ですが、町内北部大沼において、短時間で局所的に強い雨が降りました。具体的には大沼のアメダス計測値での1時間降雨量が、正午頃に最大21.5ミリメートルを計測いたしました。この雨の影響により、町道及び農道において、複数箇所道路の洗掘が発生いたしました。幸い、これら以外に大きな被害はありませんでした。道路の補修に際しましては、お手元に配付した資料にございます洗掘箇所の補修において、規定の道路維持管理予算において不足する分につきまして、一部補正予算を計上したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、このたびの補正予算で、道の駅床下排水ポンプ取替工事を承認いただきましたけれども、決算審査特別委員会の現地調査でも御確認いただきましたとおり、道の駅ピットに地下水が溜まりやすい状況にあります。町といたしましても、地下水対策が必要であると考え、今定例会最終日に道の駅地下水対策設計業務委託を追加の補正予算として計上させていただき、対策を見出すとともに、しかるべき時期に、その改善策を実施することといたしますので、御理解いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○川上委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまより、令和4年度決算審査特別委員会第7回目を開会いたします。

初めに、前回の委員会で確認されました町長への総括質疑事項をお手元に配付してごさいま。

これより、令和4年度決算審査特別委員会の町長への総括質疑を行います。

町長、副町長、教育長、御苦労さまでございます。

総括質疑は、委員長が代表で読み上げまして、町長から答弁をいただいた後、各委員から質問があれば受けていただきますので、こういう流れで行きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和4年度決算審査特別委員会の町長への質疑事項でございます。読み上げまして、質問に代えさせていただきます。

1、道の駅指定管理料2,219万9,000円のうち、合併処理浄化槽の清掃法定検査、法定保守点検の経費の詳細について。

2、道の駅合併処理浄化槽について、浄化槽法第11条定期検査によると、放水水質基準のBODの数値が開業以来基準を超えているが、これは不適正と思うが、その見解について。

3、道の駅浄化槽臭突増設工事47万3,000円について、開業当時からトイレの異臭が問題となっており、浄化槽の根本的な問題に取り組まず、臭突工事でごまかすかのような対策は不適正と思うが、その見解について。

4、浄化槽法第7条及び第11条検査結果書の保管管理の詳細について。

5、活力あるまちづくり推進助成金165万6,257円のうち、フリーペーパーとして発行された町内にある一神社の大祭をPRする内容について、政教分離の観点からおかしいのではないかと町民の声が上がっているが、事務執行は適正だったのか。また、予算執行者の町長がインタビューで出ているが、一般的また町民感情的に政治的な利用ではないかと町民の声が上がっているが、事務執行は適正であったのか。

6、ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験は、町民の意向調査としては、ほど遠いものであり、計画全体を見直すべきであると思ひますが、その見解について。

7、道の駅について現地を確認した際に、造成地全体の地下水位の高さが確認できた。設計当初から盛土の高さを現状の高さに変更した経緯について。

8、介護保険法第22条の不正利得による返納金403万8,480円について、平成30年度から4年経過しているが、その間に不正利得の金額の返納についてどのように対応してきたのか。

9、予備費の充用について、元来予備費は災害や罹災者に対するためのものとしてきたが、令和4年度では総額1,500万円とし、充用額を949万1,000円としているが、本来は専決処分等で処すべきものを安易に充用したのはなぜか。

10、対外競技補助金及びスポーツ振興補助金の規則を改め、事実上の減額策を実施している。子どもたちは全道、全国で七飯町の看板を背負って一生懸命頑張っている。この姿に報いるのが行政ではないか。

また、準要保護算定基準を所得額から収入額に改め、結果として小中学校の対象者数を各30%減少し、金額は230万円の減額となった。しかし、一方では子ども育成に関する基金を設立するなど、子どもに寄り添った政策を取るなど、まさに逆行する行為であり、子どものひたむきな努力を評価し、家庭の経済力を勘案し、いま一度町長に努力してもらいたいが、どう考えているか。

以上、町長への総括質疑は以上でございます。

それでは、これより、町長より総括質疑に対する答弁をお願いいたします。

杉原町長。

○杉原町長 初めに、道の駅なないろ・ななえは、令和5年5月20日に来場者500万人を迎え、開業以来、多くの利用者にお越しいただいていることに対しまして、この場を借りて、改めて感謝申し上げます。

その上で、1点目からお答えしてまいります。

浄化槽管理者には、保守点検、清掃、法定検査の三つの義務が定められております。令和4年度

道の駅指定管理料2,219万9,000円のうち、合併処理浄化槽清掃、法定保守点検、さらに年2回の独自の水質調査、合わせて299万5,000円、浄化槽法第11条に基づく法定検査手数料として4万円、計303万5,000円というふうになっております。

次に、2点目でございますが、浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査の結果、BOD測定値が目標水質である20ミリグラム毎リットルを開業以来上回っております。

検査結果の総合判定としては、不適正が2回、おおむね適正が4回でしたが、町といたしましても、BODの数値を基準値内にするべく、開業以来の管理の中で、管の内部清掃をはじめ、トイレ排水量を調整したり、浄化槽の中のバクテリア菌が活性化するような薬剤を投入したり、今ある設備の範囲の中で可能な限りの工夫をして対応してきたところでございますが、結果として数値が基準値内になっていないことは、公共施設を管理する町として不適切であったというふうに認識しております。

次に3点目でございますが、開業当初から浄化槽の付近で臭いが出ているというお声をいただき、指定管理者のほうでも固形タイプの消臭剤を浄化槽内に吊したり、消臭剤を浄化槽の中にまくなど、消臭対策を行ってきました。

町としても浄化槽内部の臭気を少しでも緩和する手段として、令和4年度に道の駅浄化槽臭突増設工事を実施してきたところでございます。

さらに、令和5年度からは指定管理者が消臭剤を浄化槽の蓋の周りに自動で噴霧する設備を独自に設置し、臭気の軽減に努めているところでございます。

続きまして4点目ですが、検査については指定管理者委託業務に含まれておりますので、指定管理者が適正に実施し、検査結果を保管しております。その上で、年に1回、商工労働観光課が実績報告に基づき、確認しております。その際に、BODの数値が高いことは認識しており、2点目で御答弁したとおり、今ある設備の範囲の中で、可能な限りの工夫を対応してきたところでございます。これまで様々に対応してまいりましたが、結

果として数値が基準値内になっていないことは、公共施設を管理する町として、反省するところであり、この問題を抜本的に解決するべく、今定例会最終日にBOD数値20ミリグラム毎リットル以下となる改善策を導き出すための道の駅浄化槽適正化検査業務委託をするため、補正予算を提案するとともに、できる限り早い時期に、その改善策を実施することといたしますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に5点目の質問についてお答えいたします。令和4年度決算審査特別委員会において、七飯町の活力あるまちづくり推進事業助成金の交付が政教分離の理念に反しているのではないかと、そして事務手続きの不備があったのではないかとという点について疑念を抱かせてしまったことに対しまして、まずは謝罪申し上げます。

令和4年度決算審査特別委員会において、担当課長より、北海道町村会法務支援室からの見解を踏まえ、総合的に判断し、七飯町まちづくり推進条例に抵触していないことから、助成金の交付は適切であった旨の回答をしているところでございます。

このたび、町が当該助成金を交付した団体は任意団体であり、宗教法人ではなく、また、特定の宗教の布教を目的とした団体ではございません。

交付決定を受けた事業の内容については、地域の小規模事業者販路拡大を図るためのマルシェや、取材を通じて高校生の中に地域プライドを創出するためのフリーペーパーであるマルシェ通信などとなっており、神道の布教を目的とした行為とは言えないと考えております。

しかしながら、御指摘のとおり、当該フリーペーパーは神社のお祭りのPRを兼ねて作成したと捉えられる側面も有しており、町民に対して誤解を招く恐れがあったと認識してございます。

今後、このような事態が起きないように、事務手続きに関する規則、手引き等を改正し、当該助成金を活用して発行するポスター、チラシ、フリーペーパー等については、必ず事前に町に確認をすること、そして、当該助成金を活用して行う事業について、政教分離の原則に照らし

て、誤解の招く恐れがないものであることなどに関する規定を追加する対策を講じます。

また、私自身が取材対象の1人として当該フリーペーパーに掲載されていることにつきましても御指摘をいただいているところです。このことが直ちに政治的利用に当たるものとの認識はしてございませんが、多くの方に誤解を与え、御不快に感じた方がいらしたのであれば、軽率であったと反省するところでございます。

続きまして6点目の御質問についてお答えいたします。七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験は、七飯町の現状分析や町民の意向などを伺うアンケート調査などを基に協議を重ねてきた諮問機関である七飯町地域公共交通活性化協議会の答申を受け、さらにパブリックコメントを経て、令和4年10月に作成した七飯町地域公共交通計画に基づき、その施策実現に向けた検討事項として実施したものです。

現在は、その結果を踏まえて、次の施策を検討している途中でございます。この計画の期間は5年であり、情勢の変化に合わせて、必要があれば見直ししていくことは当然であると考えておりますが、今はその必要はないものと認識しております。

次に7点目です。道の駅でございますが、現地で確認された地下水位の高さは、標高25.73メートルです。また、建設の設計GLは標高26.45メートルで設計されており、当初から変更はございません。

また、盛土の高さについては、計画の中で様々な高さが検討されましたが、最終的に現在の高さが当初の設計で、それからの変更はございません。

次に8点目の御質問でございます。まず介護保険法第22条の不正利得による返納金が発生した経緯について御説明いたします。町が指定する地域密着型サービス事務所に対し実施した監査の結果、4名分の居宅サービス計画が未作成であったことが判明したことから、平成30年5月11日に運営法人に対し改善勧告を行うとともに、七飯町指定地域密着型サービス事業者等指導及び監査に関する要綱第12条の規定

により、介護サービス計画が未作成であった期間に支払った介護給付金に対し、100分の40を乗じた1,078万8,480円の返納金の請求を行ったものでございます。

町からの返納金の請求に対し、運営法人からは一括での支払いが困難との理由で、平成30年7月から令和5年6月までの60回払いにより、1年目は8万円、2年目は13万円、3年目は18万円、4年目は23万円、5年目は28万円、最終回の60回目に残額を支払う旨の返済計画書の提出があり、承認しております。

その後、返済計画どおり、令和4年3月まで、合計44回分の返済がなされましたが、令和4年4月以降については、事業の悪化により、ほかに借入している銀行等への支払が滞っている状況で、町への支払も未払いとなりました。

税務課とも対応を協議し、法人側との話し合いを重ねてまいりましたが、支払のめどが立たないことから、適正な滞納処分を執行しております。

今後においても、法人並びに他の債権者の動向を確認し、対応を検討してまいります。

次に9点目でございますが、令和4年度の予備費は、当初予算に1,000万円を計上し、そのうち、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者への支援物資の配付に930件、342万2,000円を充当し、コロナ感染による罹患者の救済を目的とした予備費の使用となっております。

このことについては、令和3年度後半から町内でコロナ感染者が急増し、町の対応を速やかに行うべく、議会とも相談させていただき、令和4年5月24日開催の第3回議員全員協議会に情報提供をさせていただいたもので、その当時ではコロナ感染の終息が見えない状況下での予備費の使用であったことを御理解願います。

また、令和4年8月8日に発生した大雨被害による災害対応として535万8,000円を予備費から充用させていただき、この件につきましても、令和4年9月1日開催の第4回議員全員協議会に情報提供をさせていただいたもの

で、早急に応急復旧した箇所については予備費から本格的な災害復旧に係る予算は専決処分による補正予算により対応したことを御説明しているものでございます。

令和4年度の予備費の使用については、総額949万1,000円を充当してございますが、この2件で予備費の92.5%を使用しており、これまでどおり災害対応や罹災者、罹患者の救済のために予備費を使用したものでございます。

予備費の使用については、これまでの議会での議論を踏まえ、予備費を充当するかどうかについては、慎重に判断をしており、決して安易に予備費を充当しているものではないことを御理解いただきたいというふうに思います。

最後になりますが、10点目の御質問についてお答えいたします。補助金の規則を改めたのは、補助を支出する対象基準が明確でなかったことから、スポーツ関係で言えば、中体連の主催、吹奏楽で言えば、吹奏楽連盟の主催というような学校教育活動の延長として開催されている大会に限定させていただいたということでございます。

ただ、ほかにも学校教育活動の延長と思われる大会はございますが、スポーツの多様化によって様々な競技が開催されるようになり、全ての大会に対して助成するというのではなかなかありませんものですから、基準を設けさせていただいたということになります。

なお、この基準から外れたものについては、従来はスポーツ少年団に加入していないと支出できなかったものをスポーツ振興補助金でカバーすることとしたもので、こちらのほうでは対象範囲が広がっております。

次に、準要保護の算定基準でございますが、従来世帯の所得を基準として算定していたものを世帯の収入を基準に変更したものでございます。このことによって、控除額に左右されない世帯の適正な認定につながっております。この変更によって従来認定されていた世帯が不認定となったということもございますが、世帯の状況を正確に把握する上では、適切な変更であっ

たというふうに思っております。

なお、この収入額による算定は、函館市及び北斗市においては、従来より行われていたものでございます。以上のことから、対象や基準を明確化したことによって、今まで以上に公平・公正な行政執行ができていますものであり、私の掲げている子育て政策に反する内容ではありませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○川上委員長** 町長、ありがとうございました。

以上で、委員長の代表質疑を終わります。

次に、各委員から決算審査に関わる町長への質疑を受けますので、質問のある委員の発言を求めます。

平松委員。

**○平松委員** 今回、10件の質問、答えていただきました。私は今、3件について町長の見解を正したいと思います。それは道の駅の浄化槽のことについてと、それから道の駅の地盤水位のことについて、それからハイヤー・タクシーのことについて御質問いたしますので。浄化槽、道の駅はちょっとナンバー2に対してということではなくて、まとめた質問しますので、御理解お願いしたいと思います。

まず、浄化槽、これ、いろいろ5年間トラブルがあったことに対する対策としては臭いを消すという極めて場当たりの対応しかしてきてない。根本的に、課長からの説明では床面積に対しての浄化槽を設計し設置をして運転してきているから問題ないという答弁が繰り返されたのが、実質いろいろな臭いを消すための小細工はやってきたし、臭突も付けたということなのですが、5年間でもう500万人を超えているというふうに町長おっしゃいましたので、1年間に100万人くらいの利用をしてきているわけです。だから、どう見ても浄化槽の処理能力を上回る利用者がいるということ放置してきたということが一番問題なのです。おまけに基準を満たさないものをずっと垂れ流しをしてきたと。この水はいずれ田んぼにも入る水ですので、もっと早く対策が必要だった。今の町長に言ってもしょうがない話かもし

れませんけれども、これは分かった時点で根本的な対応を取る必要があったというふうに言われてもしょうがない案件かと思えます。

これに対しての対応策はこれから考えるということなのでしょうけれども、何かとりあえず浄化槽から出ていくものを簡易的な、例えばシクナーとか、そういうもので対策をきちんとできるまでの間、仮の対策をすとか、そういうお考えが必要な案件と私は考えます。この点についての、浄化槽についての答弁をもう一度お願いしたいと思えます。

それから、道の駅、我々も調査をしてきましたけれども、現地盤の表面、フォーメーションの数値はともかくとしまして、電気の排水を入れているマンホールと言うのですか、ハンドホールというか、そういうものの蓋を開けましたら、五、六十センチ下にもう水位があると。ですから、道の駅の建物の基礎部分の中には常に水が溜まる状況になっていますね。

それと、当時工事をしたところの人に私確認をしたのですが、井戸からは水が自噴をしていたそうなのです。だから、造成工事を始める前に水が多いので、あの場所に多分ポンプを設置したのですけれども、どんどんどんどんそこに水が湧いてきてたのだそうです。それで井戸をつくるに当たって、井戸の中に水が溜まるものですから、水抜きパイプといって裏にある川に地盤の水をはくための50ミリの塩ビパイプが開いているのですが、それと井戸を接続して、井戸から出る水をそこで調整しようとしたのですけれども、間に合わなかったそうです。どんどん出てくるので。それで、道の駅の外構、要するに雨水、雪解け水を流す側溝に、その出てくる水を今つないで排水をしているという、施工したというふうにその方はおっしゃっていましたので、根本的に相当水位のあるところにあの建物を建てているということで、問題はないという御見解を示しました。

私たちが議会で盛土にお金がかかるのではないかとかというときに、当時答弁されたのは、フォーメーション下げても問題ないのだということが、この本会議の中でもやり取りがあったのですが、実際には施工できないくらいの水位を承知

の上で、あの道の駅をつくっているということですから、改めて調査するというのは、それはそれで分かりますよ、予算を付けて。ただ、これはどうするかということを含めた調査になるかと思うのですけれども、認識はちょっと違うと思うのです。当初の盛土のフォーメーションではなくて、私が言っている当初というのは、あの1メートル、もう少し高く盛るはずだったものを土量を減らして今のフォーメーションにしたのですから、それが最終設計だという当初のお考え、説明なのでしょうけれども、その時点でもう、そのフォーメーションと地下水のレベルというのは大差ないレベルになっていたというのは知ってるはずなのです。実際に工事業者がもう水が出てきて、それを水抜きパイプつないで排水をしてきたということを言っているわけですから。どう考えても、出だしから何かちょっとおかしい。この点について、当初の設計から問題がなかったということに対して、本当にそうなのですか。その確認をしたいと思います。

もう1点、タクシーですけれども、利用が本当に少なかった。結局、公共交通というのはいろいろな人が便利に使えるものを目指すわけですから、一部の人がしか使えないようなもので実証実験をやり、経済的にもこの方式では1年間やることはできないというふうに、私が何回か質問したときに、当時の副町長答えているわけですから。最終的に使えないものを取りあえずやらせてくれ、データがほしいのだということをやったのは、あまりにも無責任な実験だったのではないかな、時間の無駄遣いをしたというふうに私は考えます。見直す必要はないというふうに先ほど答えましたけれども、本当にそうなのですか。時間ばかりかかってしまって、今目指すものってはっきり分かるのではないですか。この点についての町長のお考えを正したいと思います。

以上です。

○川上委員長 町長。

○杉原町長 それでは、まずは最初に浄化槽と、それから水位の問題ですけれども、まず、水位の部分の問題で、御質問にある盛土の高さを現状の高さに変更した経緯というような形ですけれど

も、当初設計からということだったのですが、当初設計からは変更はありませんということで御答弁しております。ですから、その当初設計のとおり建築されたわけですが、今この5年経過してきて、そういう不具合もはっきり分かったというような状況にあると認識しております。

浄化槽もしかりでございまして、合併処理浄化槽についても、当初、お客様が年間90万人程度という予測の上で道の駅設計されて、それに対応する面積、床面積だとかに応じまして合併処理浄化槽も設置されましたけれども、当初からBODの数値は上回っていたということと、それから臭気も出てきたというようなことで、容量不足になっているということは、現状認識しております。これまでの間、この対処にいろいろ工夫をしてきたところでございますが、ここに来て、そういう小手先の対処では十分にはならないという状況を踏まえて、これについては水位の部分と浄化槽の部分については、基本的に調査をして、委託業務で次に補正予算を出させていただいて、その上で対応策をきちんと対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。それまでの間は、今現存のものを最善の対処、対策をしながら運営してまいりたいというふうに考えております。

3点目のハイヤー・タクシーについてですけれども、私も昨年も議会でもお話しておりますが、これは公共交通、七飯町の公共交通、七飯町に合った公共交通の計画をつくるために立ち上げた公共交通の協議会、そしてそこで町民のアンケート調査を取って、今やはり一番必要としている方に目を向ける、光を当てるとというのが一番重要だというふうに思っております。

将来的にはそういう平松委員がおっしゃっているように、公共交通の体系も変わって、近未来型のAI、乗り合い、デマンド交通だとか、そういうものも、またそれ以外にカーシェアリングなんかも出てくるのかなというふうには思いますけれども、今現在、現状の足のない方々が一番有効で、現実的に活用しやすい方法は何か。現在の地域公共交通に位置付けられているハイヤー・タクシー、路線バス、鉄道、飛行機など、全てのそう

いう長距離、中距離、短距離、身近な距離というふうな部分での役割分担がある交通事業を見直して、そのフル活用を求めていくということが大事なのかなというふうに考えておりました、私もこの七飯町の地域公共交通は現実味のあるものだなというふうに認識しているところでございまして、それに対して実証実験をやらせていただいて、その実証実験の中で実際に予算的に七飯町というこの町の予算で対応していけるのかというふうなものも、この2月から5月にかけて実証実験を進めさせていただいたということでございまして、今後この結果を踏まえて、次の公共交通会議など、そういう部分で議論していただいて、この策定した5年間の計画を基に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 浄化槽、この道の駅の地盤、これはほぼセットになるかなと思うので、今後調査をされて、どんな結果が出るのかというのは、とりあえずそれを見て、また我々判断させてもらいます。ただし、今日現在もBODがもうオーバーしているというのははっきりしているので、少なくともその対応策ができるまでの簡易な何か対応策というのを示さないと、垂れ流しをしているというニュースが流れてしまったら、道の駅、それから七飯町のイメージが、すっかり壊れてしまうと思うのです。臭いの対策、臭いはまあしょうがないというのがありますけれども、実際に排水基準値を満たしていないものがいまだにずっと流れ出ている。これに対して何の対策もしないまま、調査します、その結果で考えますと言うのであれば、これはちょっとどうなのですか。非常に私はその点が問題あると思います。とんでもない、例えば水銀とか、そういうのが出ているわけではないですけども、でも国が決めた基準値を守れていないという、その自治体の結果、これをもう少し重く受け止める必要があるのではないのかなというのがあります。

それから、タクシーの公共交通に関することは、確かに委員会に任せて、そこで揉んでいくと

いう、それは何回も聞いています。何回も聞いていますけれども、1回目にやった実験結果で2割にも満たない人が、絞ったのですよ、70歳以上の免許のない方に。その中のうちの2割も利用していないという結果を見て、この考え方自体がまずいのではないですかという私の質問に対する答弁は、協議会でやっているのです、それを待ちますということだと思っておりますけれども、それどうですか。これが7割も8割も利用していたら、そのデータは使えるかもしれませんよ。十何%の人しか利用していないものが、この先何に利用できるのですか。駄目でしたというデータしか出てないのではないですか。だから、根本的に考え直す、それは町長が考え直すということになるのか、委員会でもう一度基本的なところから考え直す、そういう考えないですかということをお聞きしております。

○川上委員長 町長。

○杉原町長 まず、浄化槽の件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、調査の委託料を今後補正させていただいて、その上で最善の対応策を練っていきたいというふうに考えております。

その間につきましては、浄化槽の管理上の数値も大事でございますけれども、浄化槽協会のほうにも確認を取りながら、おおむね適正というような中で不適正にならないようにきちんとした管理をしながら進めてきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それと、またハイヤー・タクシーの部分、2割の人しか使わなかったということではなくて、それ以外の方は車の免許がある、あるいは車で送り迎えをしてくださる方がいるというふうな中で、利用する必要はなかったというふうにして捉えております。

また、そういう意味では、70歳以上の部分で区切りをつけさせていただいておりますけれども、七飯町のほうでも運転免許の自主返納のそういう制度もつくっておりますけれども、その中でやはり見ると、年間100人から百二、三十人の方が運転免許の返納をされておりますが、そうい



う意味でいくと、まだまだ車の運転をされている方もいらっしゃるというようなことで、その部分は使わなかった部分がどうのこうのということではなくて、元々地域公共交通という部分でハイヤー・タクシー、路線バス、鉄道という部分で役割分担しております。ハイヤー・タクシーは普通の方でも別に利用はできる乗り物でございます。今、運転手の不足問題だとか起きておりますけれども、そういう部分も含めて、今後どういふふうに人手不足と、それからそういう運転免許証、高齢者がだんだん増えていった場合に、そういう交通弱者の方々が出てくるのかということもございまして、今はそういう過度期にあるかというふうにも考えております。そういう意味で地域公共交通の計画も常に見直しをしながら進めていくものというふうに思っておりますので、そういう部分も視野に入れながら、計画の検討をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 最後に、2点だけ。

浄化槽の値は、目標の水質に適合していませんという結果が出ていますので、これにちゃんとした仮の対応策は打ち出すべきだというふうに考えます。それはどういう方法になるのか、例えば業界ではシックナーと言いまして、汚水処理を簡易的にやる可搬式の機械とかあります。そういうものをやらないと、これはいろいろな面でたたかされると私は思いますので、御検討願いたいと思います。

それから、ハイヤー・タクシー、この実証実験の基本的な考え方を見直したらどうかということに対しては、そちらのほうで今きちんとやっていると、それから列車、バス、タクシーこういったものの現在ある公共交通、こういうものとどうやってバランスを取っていくかという話をする場なのだと思っております。それから、車を持っている人がいるから利用者が少ないのだという町長の答弁は、これが不便だから車に乗っていると、便利な公共交通があれば乗り換えたいという方、かなりいるのです。車を持っているよりも安く利

用できるものがあれば。そういう提案がなされないから車に乗っているという方もかなり多いのです。だから、どうしたいかがちょっと違うと思います。公共交通というのは、事故を起こしてから車を降りてください、免許を返してくださいではなくて、元気なうちにちゃんと自分の車をやめて、普通の生活ができる、そういう公共交通をつくるべきなはずなのです。何かそこが違うと思います。もう少し先を見て、今の現状、例えばJRもバスも今のまま、これから5年も10年もいくわけではないわけですから。どういうふうにしていった公共交通を皆さんの生活に一番いい形にするかということを検討するためには、根本の見直しが必要だと。公共交通の、今つくっているものの根本の見直しが必要だというふうに私は考えますけれども、再度答弁をお願いします。

○川上委員長 町長。

○杉原町長 初めに、浄化槽の関係ですけれども、今ある部分で汚泥の引き抜き、張り水だとか、そういう清掃作業のほうを回数を増やすなど、あとそういう点検も回数を増やして、まずは調査委託の結果が出る、また、対策ができるまでの間はそういう部分で清掃関係を強化して運営してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

また、今の公共交通の関係でございますけれども、やはりそれぞれ運動神経にもよると思いますけれども、車のやはり運転されている方は、これ以上車以上に便利なものはないというふうに考えているというふうに思います。車も使いながら公共交通も使ってもらおうというのが一番いいのでしょうけれども、今現在高齢者なんかともお話をしても、やはり元気なうちは認知症防止の観点からも運転をしたいという方もございますので、その部分は個人個人のその運動能力と、そういう状況、健康状況によるかなというふうに思います。

その上で、理想とすれば、東京都内とか札幌市内のように、ああいうふうに接続だとかそういうものが優れている地域公共交通網ができれば一番よろしいかなというふうには思っておりますけれども、七飯町のこの地域で、この人口でどのような採算性のある公共交通がいいのかということも

課題だというふうに思います。その上では、各交通事業者の代表や地域の各種団体から選任されております地域公共交通の協議会のほうで、その議論をして計画をつくっておりますので、そちらのほうの意見を尊重して、七飯町の地域公共交通計画をつくっていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

中川委員。

○中川委員 まず、道の駅の浄化槽の関係ですがけれども、先ほど答弁の中で水質、BODが基準値を超えているということは分かっていたけれども、可能な限り、薬剤だとかそういうものを入れて対応してきているということだったので、逆に対応してきた内容を教えていただきたいなど。一応、ここに出ているのは点検のデータと清掃のデータということなので、担当課とやり取りしているときも、そういう薬剤を入れたりだとか、そういう対策をしてきているという、この5年間の間にできてくるという答弁がたしかなかったと思うのです。というので、そういう取組、どんな薬剤を入れて対応してきたのかということと。

あとは、消臭対策、今回の令和4年度でいくと、この臭突の関係で工事をして消臭対策を取ってきているということですがけれども、5年間、結局たくさんの方だとか、議会の皆さんもそうだと思うのですがけれども、あそこ、道の駅に行くときから、開業当初から臭いがするというので皆さん分かっていたと思うのですがけれども、その原因というのは実際分かってこなくて、浄化槽が足りてないのではないかとかという、あくまでも憶測程度でのものだったのですがけれども、今回たまたま同僚委員の質疑の中で、この点検データとか、そういうものを資料要求の中で出てきて、それで議会の皆さんもそうだと思うのですがけれども、私もこれが出てきて初めて、開業当初から浄化槽の数値、浄化槽の法律で規定しているものをクリアしていなかったというデータが5年間こうやってあったのだというのが初めて今回分かったのですがけれども、その中で、この臭突対策もやらないよりはやったほうがいいのかと思う

けれども、そもそも浄化槽がクリアしていないということ、ちょっと言い方は悪く、悪くということか厳しく言うと、これ議会に隠してたというか、議会に漏れないようにしていたのではないかとと思うくらいなのです、実際。先ほど答弁の中でも、今後予算を付けてやっていくということだと思うのですがけれども、これ今回この法定点検データ等がこの議会に資料で出ていなかったら、そういう方向になってなかったのではないですか。議会でこういうことが分かったから、BOD20以下をクリアしていないということがちゃんと表に出たから対策をしなければいけないというふうになったのではないかなと、ごまかしのよう、というふうに感じたので、やはり今まで開業当初から、昨年度も含めた中で、こういう現状が分かっている中で何も対策を取らなかったということがちょっと本当に適正だったのかなというのがあって。こういうデータがあるのであれば、可能であれば開業の次の年、1年目、2年目からどうにかしなければいけないというので、理事者側がいろいろなことを考えていかなければいけないかなと。その当時は町長ではないことだったかもしれませんが。ただ、実際町長はその当時でいくと、前の話してもしょうがないですがけれども、民生部長をやって、この管理の担当部長だったということもありますので、これ知らなかったということにもならないだろうし、自分が町長になってから、こういうのを抜本的にやっていくのだというふうにするべきであるところだと思うのです。そういう中で、これからは当然改善していかなければならぬけれども、今までの体制というのはちょっと、事務手続上、不適切であったのかなと。

そして、あとこの管理、この法定点検の管理、先ほど指定管理者のほうで管理をしているということだったと思うのですがけれども、これを見ると、浄化槽法第7条検査結果書、これは1年目だから7条ですがけれども、あとは11条検査結果書を見ていくと、管理者名というのが七飯町で、経済部商工観光課というふうになっておりますので、これの管理者責任というのは指定管理者ではなくて、やはり七飯町が管理者責任として責任を

もって対策を取るものであると思います。

それと、5番、活力のあるまちづくり推進助成金ということで、この事業内容に関しては悪いということではなくて、あくまでもこの政治と宗教の関係で政教分離の観点でということ、町長は法務支援室で問題ないということ、先ほどの答弁ですけれども、法務支援室のほうでも課長とのやり取りの中では、おおむね問題はないであろうと、ただ、あくまでも七飯町さんの判断ですと、問題ないという根拠も出てきてないということで、これは法律に抵触するか、しないかという問題になれば、また調べていくのにまた大変なことになりますので、解釈の違いという、なかなか難しいところはありますけれども。ただ、町長もこれ自分で見て、普通に見たときに、そういう神社のお祭りだと普通に思うと思うのですけれども、そこだけなのです。このやっている取材だとか、やっている内容、その場所で地域のを売るとか、何かをやるという、そういう取組に関しては非常にいいことだと思うのですけれども、ただ1点だけの政教分離の観点で誤解を招いているのではないかとこのところで、実際私のところにもそういう声が、去年の時点で結構来ていたもので。という意味では、本当にこれ見ただけで、そういうふうに思わせるというものだと思うので、そこがそもそもこれも事前に防げた、今後こういうことがないように改善していくというようなことをおっしゃいましたけれども、そもそもが、これ自体が事前に役場のほうでチラシをまく前に確認してからまくだとか、そういう事務手続というか、そういうようなことをやっていけば事前に防げて、この内容もちゃんと変えていけば、この事業者たちに対してもこういうふうに指摘ささるようなことにならなかったと思うのです。ここはやはり役場の事務手続の執行の仕方、事前に確認をしていて、こういう文言を外してくれればいいよというのをやっておけば、誰も指摘されずに、いいイベントになったのだと思うのですけれども、その点に関しての事務手続執行について、先ほど問題ないようなこと言ってましたけれども、そこはちょっと適正ではなかったのではないかなと思いますけれども、そこに関していかがでしょ

うか。

○川上委員長 町長。

○杉原町長 まず、初めに浄化槽の関係でございますが、道の駅なないろ・ななえは、公設民営ということで、建物は町の管理で、管理運営を指定管理者で担っていただいているという部分で、通常の合併処理浄化槽の管理についても指定管理者がやっているのですけれども、町の施設ですので、町に責任があるというのはおっしゃっているとおり町に責任があるというふうに思っております。

その上で、これまで5年間運営してきた中で、当初から入込みが、おかげさまでというか、大分ありまして、本来、夜間、トイレも夜間専用トイレというのがあって、4か所に絞り込むというような形で、合併処理浄化槽に与える負担も少ないというような形もありましたけれども、これだけのお客さんが見えられて、夜間のトイレだけではやはり不足だというようなことも特徴的だというふうに思います。そういう意味でいくと、フル稼働、24時間しているような状況というふうに考えれば、合併処理浄化槽自体が当初設計で330人槽でつくられておりましたけれども、ちょっと今思えば、今までの管理の状況も見極めながら、適正な人槽数に正すべきだというふうに考えておりまして、また、今中川委員からお話があったように、議会のほうからのそういう御指摘があったことがこれを今改善していくためのきっかけになったということにもなるというふうに思います。私たちはそういう不適切な部分をやはり認識した上で、次にきちんと正していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思いますし、これまでの対応策としては、先ほども申し上げたのですけれども、トイレの排水量、流す水の量だとか、そういうものを多く流したり、浄化槽の中のバクテリアの菌が活性化するように、活性化剤みたいなものを投入したり、いろいろ今ある現状の合併処理浄化槽の中で対策できるものをいろいろ講じてきたのですけれども、やはり臭気が一番特徴的だというふうに思うのですけれども、やはり臭いがするということは容量に間に合っていないというふうな形だという

ふうに思いますので、そういう部分で今後、その調査委託を補正して、そしてその上で今の容量に見合った合併処理浄化槽の人槽を見出して、追加というか、きちんとまかなえる対応をしていきたいというふうに考えておりますので、道の駅の合併処理浄化槽の部分につきましては、そういう意味でともに確認をしていただきながら、前に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

また、活力のあるまちづくり推進助成金のほうの政教分離の関係の部分で、委員がおっしゃられるように、私も事業自体は、マルシェだとか、それはいろいろな地域の方も御参加されてましたし、それからフリーペーパーの作成も、これは高校生とかに、そういう実習というか、取材、編集、そういうものを実習して一つのものをつくり上げるというような事業で、それでインタビューに御協力してくださいということで御協力させていただいたという経過なのですけれども、ただ、最後発行されたときに、神社のお祭りの部分まで、そこに一緒に掲載されて出たということが、非常にちょっと難しいところだなというふうに思いました。

そういう意味で、今後、大概活力のあるまちづくりのイベント事業なんかも、当初御案内するチラシ、案内、そういうもののチェックはきちんと大体やっていて、講演関係だとか共催だとかというものも担当課で見た上で、原稿なんかも付けてもらった上で確認するのですけれども、それが結局、実習してその事業の終わりに、最終に出すフリーペーパーということで、最後その辺の原稿の確認、連絡の関係がちょっと担当課のほうでも最後まできちんと、相手も含めて、整理できなかった部分を非常に反省点として、課題として認識してございまして、そういう部分では、今後そういうものも含めて、全てにおいて原稿のチェックはさせていただくというような中で、規則だとか運用、手引きだとか、そういうものを作成して、今後そういう誤解を招くことがないように進めていきたいというようなことで、これを反省点と捉えて、次にこのことが起こらないように対応してまいりますと考えておりますので、御理解いただき

たいというふうに思います。

○川上委員長 暫時休憩します。

15分まで休憩。

午前11時01分 休憩

午前11時14分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

ほかに、御質問ある方いらっしゃいますか。ございませんか。

稲垣委員。

○稲垣委員 すみません、何度も同じ答弁になってしまうかもしれないのですけれども、一つだけ質問させてください。

浄化槽の検査結果書、ほとんどにおいて処理目標水質に適合していませんという結果が毎年出てきていました。私も本当に知らなかったことなのですけれども、これ、もしも今回こういう質問がなかったら、これ、私たちも知らないまま、臭いは放置されて、いろいろやられていたと思うのですけれども、根本的な改善になってなかったと思うのですけれども、町長はこの検査結果を知っていながら、どうしていこうと思っていたのかだけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○川上委員長 町長。

○杉原町長 私のほう、この浄化槽法の検査結果のほうは今回この5年分まとめて、皆さんと同じような形で、細かい部分知ったということで、数値的部分は今回知りました、臭気の問題だとかの部分に関しては、それこそ当初から、それこそ臭いがするというようなときから、その辺は認識しておりました。何が原因なのでしょうかねというような形で、対処法はというような形で。今回、先ほど答弁しましたけれども、管理されている指定管理者の方々と、それから商工労働観光課と共にそのところのまずは臭い消しのところに対処をしてきているのは承知していたのですけれども、最終的にこの数値でこのようにはっきりという部分で見たのは、今回改めて見たような形でございまして、そういう意味では、不適切な部分に関しては、今後まだまだ、今ちょうどコロナ明けで、また、観光客もまた増えてくるというよう

な状況もございますし、今後将来的なことも考えると、今、今年、委員の皆様からの御指摘により、そういう形で前進できるということが、今回大変私どものほうの管理の部分では大変申し訳なかったのですが、これを機にきちんとした適切な対応を図っていきたいというふうに考えるいい機会になったものとして考えておりますので、今後の対応につきましては、御協力のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

**○川上委員長** ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○川上委員長** 以上で、町長への総括質疑を終わります。

町長、副町長、教育長、御苦労さまでございます。

退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時18分 再開

**○川上委員長** それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

以上で、当委員会に付託されました認定第1号から認定第6号までの令和4年度一般会計、令和4年度3特別会計、令和4年度水道事業会計及び下水道事業会計の、以上6件に係る担当課への調査及び町長への総括質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これより、討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○川上委員長** 御異議なしと認めます。

よって、これより、討論、採決を行います。

討論、採決は、1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○川上委員長** 御異議なしと認めます。

よって、討論、採決は、1件ごとに行うことに決定いたしました。

それでは最初に、認定第1号令和4年度七飯

町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

上野委員。

**○上野委員** それでは、令和4年度七飯町一般会計決算に関して、反対の討論をいたします。

道の駅なないろ・ななえの合併浄化槽のトイレのBODと排水の透明度に関しては、排出基準を一度もクリアしておりません。BODの処理目標水質は20ミリグラム／リッター以下と定められておりますが、道の駅開業の平成30年度より、この6年間、一度も、この排出基準をクリアしておりません。特に平成30年度と令和3年度は、この基準値をBODに関しては8倍以上という異常値を出しておりますが、管理責任者の町は有効な改善策を取ってきておりません。これは重大な法令違反行為であると考えます。

この間、町は改善策として、汚泥引き抜きと張り水行為をしてきましたが、排出基準を一向に改善されてきませんでした。

今後の対策として、町はBOD数値、浄化槽、検査委託、改善措置の考えを今回の町長総括、質問への答弁で打ち出しましたが、今回の一般会計決算審査に関しましては、これまでの町の行政内容についての審査であることから、今回の一般会計の決算内容に反対を表明いたします。

また、今回町は 神社の行事に関し、活力のあるまちづくり推進助成金として神社大祭事業へPRのために165万6,257円を助成しておりますが、これは政教分離の原則に反するものであることから、この観点からも、今回の一般会計の決算に反対を表明いたします。

以上の理由から、今回、七飯町の一般会計決算に関しては、このような違反行為を容認することなく、議会としては不認定とするよう提案をいたしていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願ひします。

**○川上委員長** 次に、賛成討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○川上委員長** ほかに討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 以上で、討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

認定第1号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○川上委員長 起立少数であります。

よって、認定第1号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成少数で、不認定とすべきものと決しました。

それでは次に、認定第2号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第2号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第3号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号令和4年度七飯町介護保険

特別会計歳入歳出決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第4号令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号令和4年度七飯町水道事業会計決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第5号令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第6号令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、討論、採決を終わります。

報告書につきましては、委員長、副委員長に

おいてまとめさせていただき、9月20日、明日でございますけれども、明日の委員会に報告書案を提出したいと思いますが、報告書に特に記載したい事項等を希望する委員の発言を求めます。

平松委員。

○平松委員 道の駅に関する事は反対討論でも出ていましたので、ちょっとだけ補足をさせていただければ。

地下水位が高いということは、今後大きな問題になります。この調査というのですか、対応策を開業当初から排水を行ってきているというのがありましたので、この点についても町長総括のときに質問した内容をちょっと記載をお願いしたい。

それから、私としては公共交通に対する見直しが必要だということをできれば書いていただきたいと思います。

以上です。

○川上委員長 平松委員のほうに申し上げますけれども、一番目の道の駅の水位に関する件でございますけれども、こちらは浄化槽の異臭を見に行ったときに一緒に水位についても見させていただきましたけれども、直接水位については令和4年度の決算には、私はあまり関連性がないものと判断しておりますので、二つ目の公共交通の見直し関係についての記載だけで終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい、了解です」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時34分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、報告書につきましては、委員長、副委員長においてまとめさせていただき、9月20日の委員会、明日でございますけれども、報告書案として提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議がございませんので、9月20日の報告書案として提出をいたします。

お諮りいたします。

本日予定していた審査は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

次回の委員会は、明日9月20日水曜日を予定しておりますが、開始時間につきましては、9月20日に赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員会がございます。9時半からでございます。特別委員会が終わってからいたしますので、御理解をお願いしたいと思います。

本日は、これをもって終了いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時35分 散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに  
署名する。

令和 年 月 日

委員長